

橋処理センター解体撤去その2工事 工事概要

参考資料

1 解体撤去その2工事概要

(1) 面積

敷地面積 約24,500㎡ (内、工事範囲 約22,100㎡)

建築面積 約8,400㎡ (延べ面積 約16,700㎡)

(2) 施設規模

ごみ焼却処理施設 600t/日 (200t/日×3炉)

煙突高さ 約100m

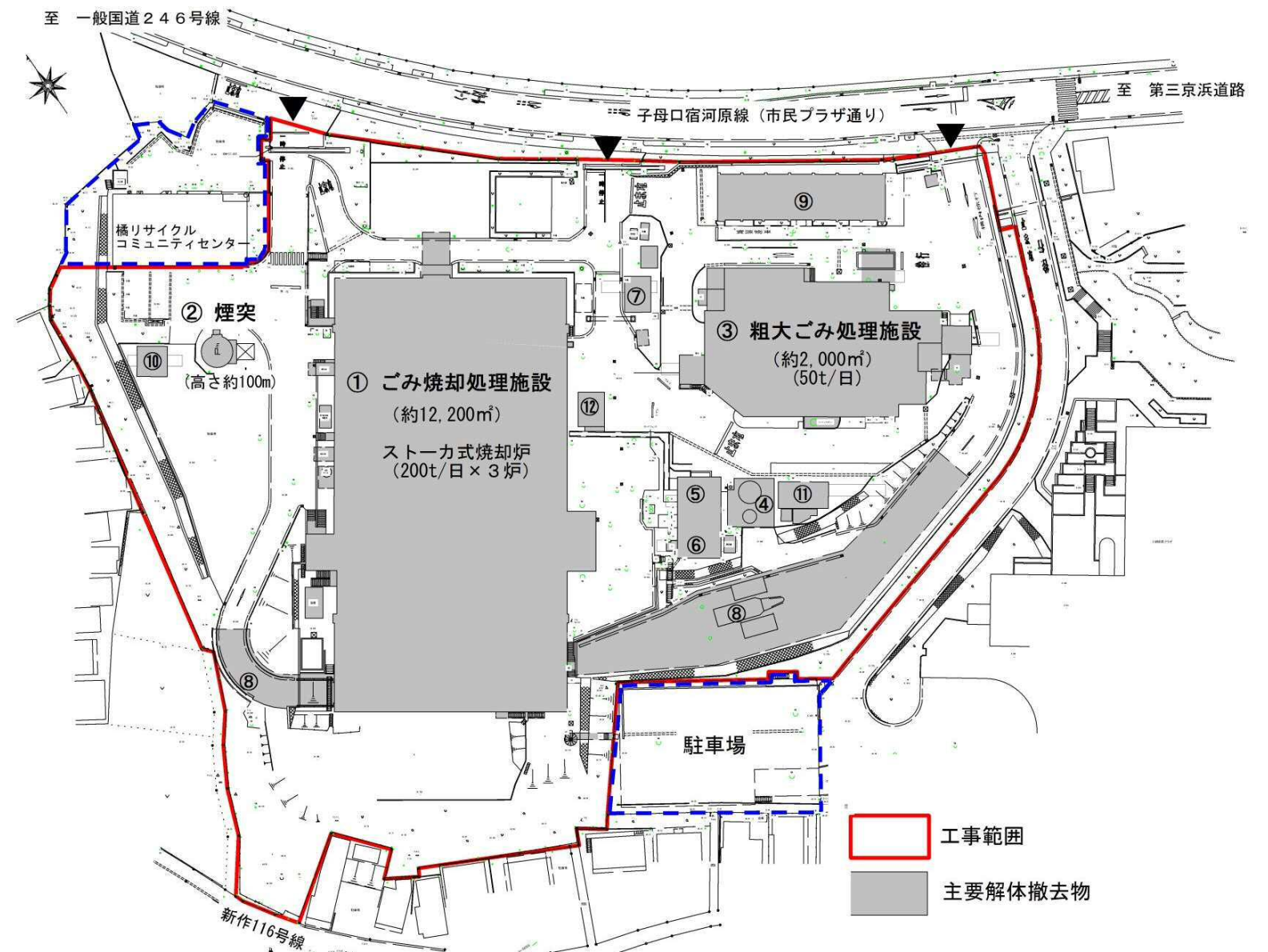
粗大ごみ処理施設 50t/日

(3) 主要解体撤去物 (延べ面積)

- ① ごみ焼却処理施設：鉄筋コンクリート造 (約12,200㎡)
- ② 煙突：鉄筋コンクリート造 (高さ 約100m)
- ③ 粗大ごみ処理施設：鉄骨造 (約2,000㎡)
- ④ サイロ棟：鉄骨造 (約186㎡)
- ⑤ 排ガス処理棟：鉄骨造 (約240㎡)
- ⑥ アンモニアボンベ庫：鉄骨造 (約90㎡)
- ⑦ ガスガバナ室：コンクリートブロック造 (約40㎡)
- ⑧ 計量棟及び搬出入路上屋：鉄骨造 (約1,440㎡)
- ⑨ 資源物ストックヤード：鉄骨造 (約380㎡)
- ⑩ 危険物貯蔵庫：コンクリートブロック造 (約38㎡)
- ⑪ 破碎困難物ストックヤード：鉄骨造 (約47㎡)
- ⑫ 控室：鉄骨造 (約40㎡)

2 解体撤去工事の主な工程

- ① 仮囲いの設置 (橋処理センター解体撤去その1工事)
安全確保のため敷地外周部に仮囲いを設置 (平成28年10月)
- ② 地上部の解体撤去 (橋処理センター解体撤去その2工事)
地上部の建築物等の解体撤去を実施 (平成29年3月～平成30年12月)
- ③ 地下部の解体撤去
建設工事に併せて地下部の解体撤去及び土壌汚染対策を実施
(橋処理センター：平成35年4月稼動予定)



①ごみ焼却処理施設及び②煙突



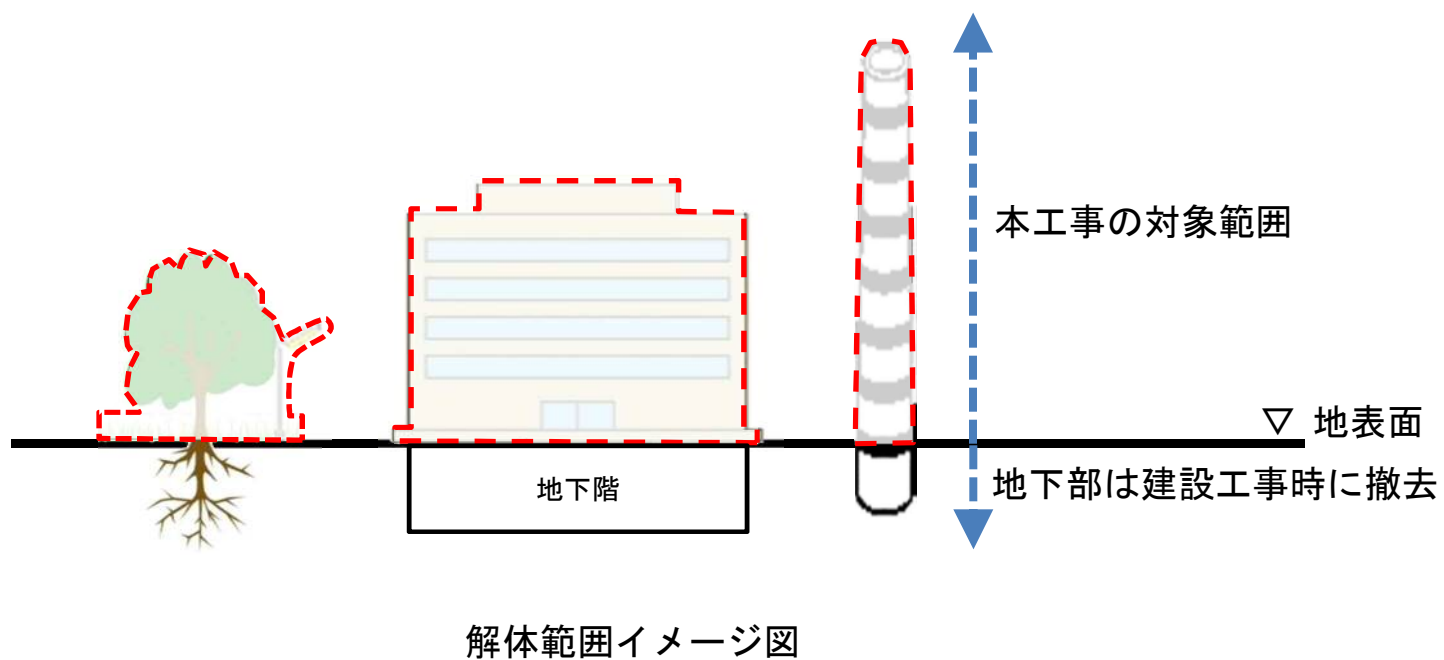
③粗大ごみ処理施設

3 解体撤去その2工事の範囲

本工事の対象範囲は、地上部の建築物、構造物及びプラント機器の解体撤去とし、地下部の構造物等の解体撤去及び土壌汚染対策については建設工事と併せて行う。

【地上部と地下部の分離について】

- 橋処理センターにおいては、敷地内で土壌汚染が確認されており、地下部の解体撤去にあたっては、詳細な土壌調査の上、土壌汚染対策を併せて実施する必要がある。
- 建物直下の詳細な土壌調査は、地上部の建築物、構造物等の解体撤去を行う必要があることから、本工事では地上部のみを対象とし、地下部の解体撤去及び土壌汚染対策については建設工事と併せて実施する。
- なお、本工事に地下部の解体撤去を含め、土壌調査後の対策を契約変更で対応することも可能だが、汚染の範囲が広範囲だった場合には、契約変更限度額を超えてしまう可能性があり、その際には、本工事を地上部で停止し、新たに地下部の解体撤去及び土壌汚染対策を別工事として発注する必要がある。
- この場合、別工事の設計や契約手続き等に時間を要し、橋処理センター整備事業全体の工期に遅れが生じるおそれがあるため、本工事では地上部の解体撤去までを対象範囲としている。



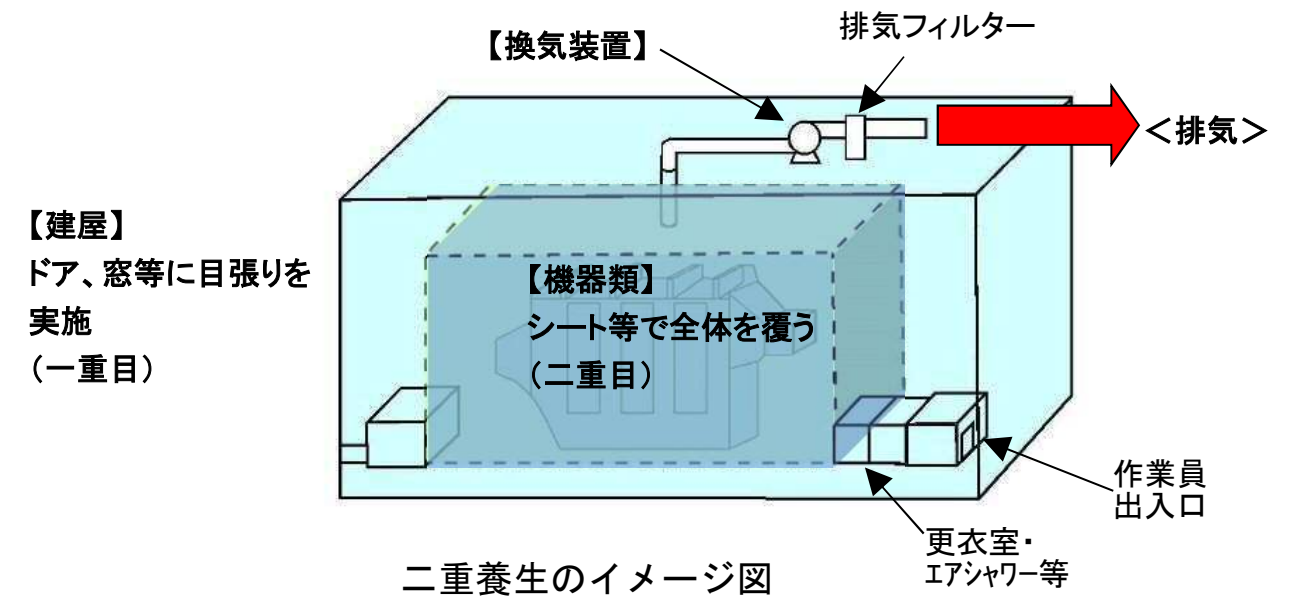
4 工事に伴う周辺環境に対する安全対策

工事施工にあたっては、ダイオキシン類等の飛散防止対策、騒音・振動対策、交通安全対策などを確実に実施する。

(1) ダイオキシン類等の飛散防止対策

ダイオキシン類等の飛散防止対策として、二重に覆うなどの対策を行う。

- ・一重目：建屋のドアや窓などの開口部、隙間を目張り等で塞ぎ、建屋から外部への飛散を防止する
- ・二重目：機器類に付着したダイオキシン類等を含む物質の除去の際は、機器類全体をシート等で覆い、ダイオキシン類の飛散を防止する



(2) 騒音・振動対策

工事に伴う騒音・振動対策として、次の対策を行う。

- ① 低騒音型・低振動型建設機械の使用
- ② 防音パネルの設置

(3) 交通安全対策

工事車両増加に伴う交通安全対策として、次の対策を行う。

- ① 工事車両の出入は通勤・通学時間帯を避ける
- ② 工事現場の出入口には、誘導員を配置する
- ③ 工事車両を集中させない